V－A2／2009．04

キットモジュール運用規程

2005.04.01制　　定
2009.04.01改訂３版
2009.04.01適用開始

（目　的）

第 １ 条　この規程は，情報技術装置（Information Technology Equipment：ＩＴＥ）を構成するキットモジュール毎に妨害波レベルを設定することで、無線通信業務及び電子／電気機器に妨害を与える恐れのあるＩＴＥから発生する妨害波を抑制し,健全な情報社会の発展に貢献することを目的としている。

キットモジュール毎に妨害波レベルを設定するので、妨害波レベルの小さいキットモジュールを選択しＩＴＥを構成すれば、ＩＴＥから発生する妨害波が抑制出来る。

協会は、このキットモジュールプログラムの参加者（以下キットモジュール参加者という）が，自主的に前記目的を達成するための運用規程を以下のように定める。

（キットモジュールプログラムへの参加）

第 ２ 条　キットモジュール参加者は当協会の正会員でなければならない。キットモジュール参加者は本運用規程を遵守するに際して、協会へ「キットモジュールプログラム参加申込書」を提出し許可を得なければならない。

２．キットモジュール参加者が，このシステムに従って妨害波レベル表示したいキットモジュールモデルを出荷する場合は、この規程に従わなければならない。妨害波レベル表示をしないキットモジュールモデルについては、この規程の対象外とする。

３．このシステムへの参加を中止する場合は、キットモジュール参加者は当協会へ「キットモジュール参加中止申請書」を提出し許可を得なければならない。参加を中止した場合は、それまでにレベル届出した対象キットモジュールを含めて、キットモジュールにマークを表示して出荷してはならない。

（適用範囲）

第 ３ 条　この規程は，第４条に定義するキットモジュールに適用する。

（用語の定義）

第 ４ 条　この規程で用いる用語の定義は次の通りとする。

１．キットモジュール

定格電源電圧が600Ｖ以下であって，データ及び電気通信メッセージの入力，記憶，ディスプレイ，検索，伝送，処理，交換又は制御，又はこれらの組み合わせを主機能とし，典型的に情報伝達のために動作する１つ又は多数の端子ポートを有することもある機器の一部分またはプリント配線基板アッセンブリ。ただし、装置の外部にケーブルを接続して使用する場合は、このケーブルは対象外

として、ケーブルを取り外した状態とする。例としては，内蔵ＦＤＤ，内蔵固定ディスク等，ＲＡＭ，ROMボード，ＩＣカード，フォントカートリッジ、ＤＩMMボード、ＰＣＩボード、ＰＣＭＣＩＡカード、マザーボード、ＭＰＵ等がある。

（注：データ，電気通信メッセージは，デジタル信号に限定されずアナログ信号を含む）

この図は、キットモジュールの１例を示す。
オプションＢと、ケーブルを取り外したオプションＡはキットモジュールに含まれる。

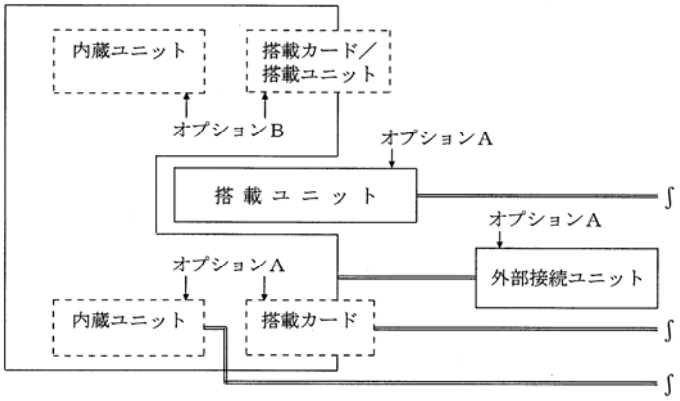

２．供試キットモジュール（略称：ＤＵＴ）

評価の目的に使用される１台の典型的なキットモジュール。

３．その他

上記以外の用語については、「自主規制措置運用規程」の「用語の定義」による。

（キットモジュールの妨害波レベル区分）

第 ５ 条　キットモジュールは，妨害波レベルＡ～妨害波レベルＦに分類される。

（技術基準）

第 ６ 条　キットモジュール参加者は，キットモジュールからの妨害波に対する妨害波レベル，測定法及び測定設備等に対する技術条件に関し，協会が制定するこの規程の一部を構成する付則１「キットモジュール妨害波測定　技術基準」に従わなければならない。付則１「キットモジュール妨害波測定　技術基準」は，ＩＥＣ規格（注）を基本として作成される。

（注）IEC61967-1，IEC61967-6

（測定設備等の届出）

第 ７ 条　キットモジュールからの妨害波に関する妨害波レベル確認のための試験に用いる測定設備等を運用するものは、この規程の一部を構成する付則２「キットモジュール測定設備等の届出に関する規程」に従い,協会に当該測定設備等の届出手続きを行わなければならない。

（妨害波レベルの選択）

第 8 条　キットモジュール参加者は,届出たキットモジュールの出荷に先立って,協会に届出済みの測定設備等を使用して付則１の「キットモジュール妨害波測定　技術基準」に従い,キットモジュールからの妨害波を測定し,測定結果に基づいて当該キットモジュールの妨害波レベルを選択しなければならない。

（キットモジュール妨害波レベルの届出）

第 9 条　キットモジュール妨害波レベルの届出，受理，届出方法，および届出者は以下によること。

１．届　出

キットモジュール参加者は，マーク表示することを決めたキットモジュールを出荷する場合には第８条に基づいて行った妨害波レベルの選択結果を、当該キットモジュールの出荷時までに本条２により協会に届け出なければならない。届出の内容に変更が生じた場合には，その内容を届け出なければならない。

２．届出方法

協会のウェブサイトにアクセスし，キットモジュール妨害波レベル届出欄をクリックすることにより届出することができる。キットモジュール参加者は，ホームページからの指示に従って所定様式のフォームに必要事項を記入し届出なければならない。

３．受　理

キットモジュール参加者が協会のホームページでの届出を終了した時点で、協会による受理が完了する。対象キットモジュールの出荷は，この時点から可能である。

４．届出者

届出者は協会のキットモジュール参加者でなければならない。対象キットモジュールについて届出された妨害波レベル内容及び届出キットモジュールの適合性に関する責任は，届出者が負わなければならない。

届出された業者名を明示しないオリジナルメーカが，製品にブランド名を表示するブランド業者に代わって届出する場合は，ブランド業者もキットモジュール参加者でなければならない。その場合，届出者は，キットモジュールの妨害波レベル届出の際にブランド業者の型式及びブランド業者名も明示しなければならない。キットモジュールの妨害波レベル届出に明示されたブランド業者は，届出された全ての内容についてオリジナルメーカとともに連帯して責任を負うとともに，市場抜取試験の対応などについて協会からの指示に従わなければならない。

（表示）

第 10 条　キットモジュール参加者は，届出たキットモジュールに関し，以下に示す表示を行わなければならない。

届出たキットモジュールの出荷品毎に,次に示すマークをキットモジュール、タグ、梱包箱などの何処かに表示しなければならない。

注１：マークの大きさは、記号が肉眼で見える大きさ以上とし、「記号」位置には妨害波レベル区分に対応した英文字を付すこと。

妨害波レベルと記号の対応表

項番	妨害波レベル	記号
1	A	ＫA
2	B	ＫB
3	C	ＫC
4	D	ＫD
5	E	ＫE
6	F	ＫF

また、そのキットモジュールが「自主規制措置運用規程」に基づくオプションＡの一部であり、クラスＢ情報技術装置のマークを表示する場合には、上記のマークに替えて、以下に示すようにクラスＢ情報技術装置のマークの下部に妨害波レベル区分に相当した英文字を表示しなければならない。

（取扱説明書等への記載）

第 11 条　キットモジュール参加者は，届出たキットモジュールに関し，以下に示すような文言（例）を取扱説明書等に記載することが出来る。文言には、妨害波レベル表示と妨害波の強さと妨害波レベルの関係が分かるような内容とすること。

例

> このモジュールは，ＶＣＣＩ協会（ＶＣＣＩ）の基準に基づいて妨害波レベル指定されたキットモジュールです。妨害波レベルには、妨害波レベルＡ～妨害波レベルＦがあり、妨害波レベルＦが妨害波の発生が一番少ないレベルです。
>
> **このキットモジュールは、妨害波レベルＤです。**

（市場抜取試験）

第 12 条　協会は，キットモジュール参加者が本システムを適正に運用しているか否かについて、付則３「キットモジュール市場抜取試験に関する規程」に従って確認する。キットモジュールのユーザーから苦情があった場合にも付則３により確認することがある。

１．キットモジュール参加者は，この目的で行う試験の実施，及びその結果に関する協会からの指示に従うとともに，試験費用，及び試験の実施に関して発生する費用（試験機関に対する機器の搬入費用，キットモジュール参加者の選択にもとづいて実施する再試験費用等）を付則３に定めるところによって負担しなければならない。

２．協会はキットモジュールの抜取試験のほかに，キットモジュールマークのついている商品について第８条（妨害波レベルの選択），第９条（対象キットモジュールの妨害波レベルの届出），第１０条（表示）および第１１条（取扱説明書等への記載）が適切に遵守されているか審査する。キットモジュール参加者は，この目的に対し，協会から，妨害波レベルの選択を証明する成績書を求められるときは，これに従わなければならない。

また，この結果で問題が発見された場合は,協会はキットモジュール参加者に改善処置を求める。

（守秘義務）

第 13 条　協会は，キットモジュール参加者から提出された届出等に関する資料のすべてを，協会の活動の目的及び用途以外には使用してはならない。

（規程の改廃）

第 14 条　この規程の改廃は以下による。

1．キットモジュール参加者から改廃の提案があった場合等で運営委員会が必要と認めた場合は，協会は，この規程を速やかに改訂又は廃止する作業に着手する。

2．この規程の改廃は，運営委員会がこれを行う。

3．協会は，運営委員会が作成した主要な規程の改廃案を事前にキットモジュール参加者に通知し，キットモジュール参加者からの意見収集に努める。

4．協会は，運営委員会で決定した規程の改廃内容を，改廃後速やかにキットモジュール参加者に通知する。

（施行期日）

第 15 条　本規程は2009年　4月　1日以降、妨害波レベル届出を行うキットモジュールに適用する。

付則１　　キットジュール妨害波測定　技術基準
付則１－１　供試キットモジュールの妨害波測定条件
付則２　　キットモジュール測定設備等の届出に関する規程
付則２－２　キットモジュール測定設備等届出に関する書類の記入要領
付則３　　キットモジュール市場抜取試験に関する規程